

## 審査の結果の要旨

論文提出者氏名 渡部 聡子

本論文『ドイツにおける市民参加促進制度の変容 ―環境分野の展開に着目して―』は、ドイツ連邦共和国において市民参加を促進する制度の発展と変容について、その背景にある経済、社会、安全保障環境等の変容と関連づけて考察している。ここで分析対象とされている「市民参加促進制度」とは、福祉施設や環境保護施設などで、自発的な活動を行う者に対して、法律に基づいて一定期間にわたり衣食住と社会保障を与え、福祉分野や環境保護など活動に関連した知識や技術を身につける機会を与えるものである。福祉分野では1964年に導入され、1993年には環境分野でも導入されたが、これら制度の対象は27歳以下の青年であり、運営の主体は多様な市民社会の団体であった（そのため本論文では「青年・福祉」、「青年・環境」制度と称される）。

2011年にこれら制度と併存する形で連邦レベルの制度が新たに導入された（「連邦・福祉」、「連邦・環境」制度）。連邦制度には年齢制限がなく、運用にあたって連邦の権限が拡大されている。この連邦制度が導入された最も重要な背景は、連邦軍への徴兵制が2011年に停止され、兵役を拒否した者を対象とした代替民間役務も廃止されたためである。ドイツ社会において代替民間役務は介護、病院など様々な福祉分野における安価な労働力として重要な役割を担っていた。連邦政府の機関である連邦市民社会庁が運営の中心を担い、大規模に開始された「連邦制度」は、このような代替民間役務の廃止によって不足する労働力を市民の自発的な参加で補おうとするものである。

2014年における「青年・福祉」制度の参加者は約5万5千人、新しい「連邦」制度の参加者は合計約4万3千人である一方で、「青年・環境」制度の参加者は約2800人に過ぎない。本論文は、なぜこのように小さな「青年・環境」制度が、新たな連邦レベルの大きな制度が導入されたにもかかわらず統合されずに残ったのか、当事者がどのように制度を維持し続けようとしているのかを丹念な調査と資料の分析によって明らかにしている。

本論文は序章と終章の他、5章から構成されている。以下、各章の要点を記す。

序章ではボランティアとも訳されうる概念がなぜ「市民参加促進制度」と訳出されるのか、ドイツにおいてこの制度がこれまでどのように研究されてきたのか、先行研究が検討されている。

第1章は、特に青年制度に注目し、福祉分野と環境分野の違い、連邦制度と制度的な相違点、変遷を極めて詳細に記述し、整理している。

第2章は、従来から存在し、制度的に成功していた青年制度を拡充するのではなく、並立して接ぎ木するかのように連邦制度が導入された背景と政治過程が、連邦参議院や連邦議会の議論を追いながら明らかにされている。連邦と州の財政を巡る権限関係、徴兵制が恒久的な廃止ではなく、停止とされたため、将来的には徴兵再開の可能性があること、大きな徴兵制停止という政治的決断が比較的短期間になされたため、時間的制約が大きかったことなどが示されている。

第3章は、「青年・環境」制度に注目し、歴史的な背景、多様な州レベルでの議論と成立に至る政治過程、財政構造が明らかにされる。その後、2002年に兵役拒否・民間代替役

務として制度が利用可能になったことによる運営、財政面での変容が明らかにされている。

第4章は、2011年の連邦制度導入によって、「青年・環境」制度がどのような影響を受けたのかを明らかにするため、州レベルにおける議論と、制度を運用する運営主体の方針変化を中心として、議論が展開される。その際に、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州とハンブルク（州）の2つの対照的な州を比較事例研究の対象としている。その結果、州と運営主体という制度運用の中心的な存在であるアクターによって経路依存的な決定がなされたこと、元から存在していた小さな制度が、後から設計された大きな制度に吸収されず維持され、制度が有していた教育的効果も保持されてきたことが明らかにされている。

第5章は、ドイツにおける環境教育と政治参加をめぐる議論を踏まえて、「連邦・環境」制度における3つの中央組織の事例をとりあげ、これら組織が「青年・環境」制度の経験を生かして、連邦の中央組織として従来の独自の試みを尊重した運営を継続していることが指摘され、連邦レベルの中央組織と「青年・環境」制度の運営主体は価値観を共有し、共存関係にあることが明らかにされている。しかし同時に、連邦制度の参加者に義務づけられている「政治教育セミナー」に関しては、連邦機関「教育センター」のみが業務を行っており、多様性は存在しおらず、関係アクターによる批判の対象となっていることが指摘されている。

終章は、これまでの議論をまとめた上で、なぜ「青年・環境」制度がその存在意義を維持してこられたかを論じている。それは、同制度の運営主体が、さまざまな方法で自らの存在意義を主張し続け、制度を維持すべく行動してきたためであると指摘されている。そしてそのための行動とは、第一に、州政府との関係強化により、支援の継続と拡充を求めてきたこと、第二に、自らが連邦制度の運用を担い関わることによって、「青年・環境」制度のそれまでの教育構想や運営方針を守ってきたこと、第三に、制度の教育的意義をより広い教育問題や人材育成、地域振興などの問題と関連づけて主張してきたことであるとされている。

本論文の学術的な意義は多岐にわたるが、特に以下の二点が重要であろう。第一に、歴史的な経験や安全保障をはじめとして戦後ドイツ政治を取りまく様々な制約要因を前提としながら、市民参加制度がどのように成立し、発展、変容を遂げてきたかを描き出している。中でも比較的小さく、本邦のみならずドイツにおいても十分な研究の対象とされてこなかった「青年・環境」制度について綿密な調査と文献研究を行い、最新の情報と当時者の認識も加えた包括的な分析に成功していることである。

第二に、徴兵制の停止という安全保障政策上の問題や労働市場における代替役務従事者の重要性という福祉、労働政策上の問題、さらには財政規律による予算制約問題など、現代ドイツを代表する大きな課題と市民社会との関わりについて、市民参加促進制度という切り口から明らかにしていることである。市民社会と地方行政・政治（州）の関係、州と連邦の関係など、連邦制国家であるドイツにおける行政と政治の複雑さを前提としながら、そのような行政と市民社会の関わりなども複合的に描き出している。

こうした高い評価の一方で、審査委員からはいくつかの問題点の指摘もあった。論文の構成や記述方法から本論文が極めて小さな制度を扱っていて、広がりを持たない印象を与えること、ドイツ社会や市民参加を論ずる上で重要な課題に触れていながら、十分な議論が展開されていないところが見られること、邦語でボランティアと訳出せず、あえて市民

参加促進制度としていることの概念上の議論がなお十分でないこと、いくつかの概念の定義と用法が十分に明確でないことなどである。

しかしながら、これらの指摘は決して本論文の学術的価値を否定するものではなく、今後論文提出者がさらに研究を発展させる上で補うべき課題の指摘である。上記の審査委員からの指摘に対し、論文提出者は指摘を真摯に受け止めつつ、必要な補足説明をしっかりと行った。また、今後の課題としてそれらへの対応を示すなど、その回答は審査委員を十分納得させるものであった。

以上のことから審査委員は全員一致で、本論文が博士論文として十分な水準に達しているとの結論を得た。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。